



특허법인 아주양현(AJU Kim Chang Lee)은 한국을 대표하는 지식재산권 전문로펌의 名家임을 자부합니다.

特許法人 亞洲良軒
AJU KIM CHANG LEE

特許請求の範囲の解釈論 及び 関連判例の紹介

서울시 강남구 역삼동 648번지
허바허바빌딩 6층
TEL : 02-3016-5000
FAX : 02-3016-5050



目次

1. 特許請求の範囲の解釈論

- 1) 解釈の必要性
- 2) 特許請求の範囲の解釈の種類
- 3) 特許請求の範囲の解釈の原則
- 4) 特許請求の範囲の解釈方法
- 5) 韓国における特許請求の範囲の解釈

2. 特許請求の範囲の解釈関連の判例

- 1) 判例
- 2) 参照判例
- 3) 判示事項
- 4) 判決要旨
- 5) 教訓及び示唆点



1. 特許請求の範囲の解釈論

1) 解釈の必要性

- a. 特許請求の範囲の文言的表現の不完全性に起因
- b. 解釈を要する場合
 - － 特許性判断時, 特許侵害判断時

2) 特許請求の範囲の解釈方式

- a. 中心限定主義
 - － 特許請求の範囲の作成に対する負担の軽減
 - － 法的安定性と予測可能性が不十分
- b. 周辺限定主義
 - － 特許請求の範囲の作成に対する負担が加重される
 - － 法的安定性と予測可能性の容易な確保



3) 特許請求の範圍の解釈の原則

- a. 請求の範圍基準の原則
- b. 發明の詳細な説明を参考にする原則
- c. 公知技術を参考にする原則
- d. 出願經過を参考にする原則

4) 特許請求の範圍の解釈方法

- a. 構成要件完備の原則(All Elements Rule)
- b. 均等論



5) 韓国における特許請求の範囲の解釈

- a. 特許請求の範囲の解釈に用いられる法規定
特許法第42条第2項、第3項、第4項、第5項

- b. 特許庁の審査、審判例
 - 特許法制定の初期・中期段階である1980年代初めまで中心限定主義の方式を採択
 - 周辺限定主義へと変化



2. 特許請求の範囲の解釈関連判例

1) 判例:

最高裁 2009.7.9. 宣告 2008ㄱ3360 判決

2) 参照判例:

最高裁 2001. 9. 7. 宣告 99ㄱ734判決

3) 判示事項

特許請求の範囲の記載のみにより権利範囲が明白となる場合、発明が特許を受けることができない事由があるか否かを判断



4) 判決要旨

特許請求の範囲の記載のみにより権利範囲が明白となる場合は、特許請求の範囲の記載だけを基にすべきであり、発明の詳細な説明や図面等の別の記載により特許請求の範囲を制限し解釈することは許容されない。

5) 教訓及び示唆点

特許請求の範囲の記載を明確に理解することができ、誰が見てもその記載が誤記であることが発明の詳細な説明の記載に照らして明確であると見做せない場合は、特許登録の有・無効の判断のための特許発明の要旨を認定するにおいて、特許請求の範囲のみを基にすべきであり、発明の詳細な説明の記載により補完し解釈することはできないので、特許請求の範囲の作成には特に留意しなければならない。